

※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※
※
※ 定 款 ※
※
※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※

(2021 年 6 月 18 日改正)

ダイキョーニシカワ株式会社

定 款

第 1 章 総則

(商号)

第 1 条 当社は、ダイキョーニシカワ株式会社 と称し、
英文では、DaikyoNishikawa Corporation と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 自動車部品の製造及び設計・開発
2. 合成樹脂製品の製造及び設計・開発
3. 動産及び不動産の所有、賃貸借及び管理
4. 産業廃棄物の収集、運搬及び処理業務
5. 損害保険代理業並びに生命保険の募集に関する業務
6. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を広島県東広島市に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

(機関)

第 5 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、236,704,000株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式並びに新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(単元未満株主の権利)

第11条 当社の単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 1 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- 3 株主の有する株式数に応じて募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(基準日)

- 第12条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
- 2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株主総会

(招集)

- 第13条 定時株主総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

(招集権者及び議長)

- 第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって社長が招集する。ただし、社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役が招集する。
- 2 株主総会は、社長が議長となる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役が議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

- 第15条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は1人とし、当会社の議決権を有する株主に限る。

- 2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は、12名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の解任)

第21条 取締役の解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、その選任時に在任する取締役の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第23条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。

- 2 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。
- 3 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長1名を選定し、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

- 2 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定める順序により、他の取締役がこれを招集し、その議長となる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第27条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会の議事録)

第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第29条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第30条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(社外取締役の責任限定契約)

第31条 当社は、会社法第427条第1項により社外取締役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第32条 当社の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任)

第33条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(監査役の解任)

第34条 監査役の解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う。

(監査役の任期)

第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第36条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第37条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。
ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議の方法)

第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第39条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査役会規程)

第40条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第41条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(社外監査役の責任限定契約)

第42条 当社は、会社法第427条第1項により社外監査役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第43条 会計監査人は株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第44条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計算

(事業年度)

第46条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第47条 当社は、株主総会の決議により、毎事業年度末日現在の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

- 2 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日現在の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第48条 期末配当金及び中間配当金は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

- 2 未払の剰余金の配当には利息をつけない。